

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月17日

香川県知事 殿

提出者

住 所 香川県木田郡三木町大字井戸2762-3

商号又は名称 筒井工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 筒井憲行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-898-2060



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	筒井工業株式会社
事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字井戸2762-3
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

①事業の種類	建設業
②事業の規模	9億円
③従業員数	38人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類(AS,CO殻) 再生処理業者へ委託→再生材として再資源化 ・建設汚泥 脱水過程あり→処理業者へ委託

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	排 出 量	1 t	1673 t
(これまでに実施した取組) 施工方法の検討により排出量を抑制する。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	排 出 量	1 t	1673 t
(今後実施する予定の取組) 施工方法の検討により排出量を抑制する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物が混入しないように保管
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物が混入しないように保管
②計画	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず			
109 t			

②計画

木くず			
109 t			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	1 t	1673 t
	(これまでに実施した取組) 発生汚泥の脱水を検討する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	1 t	1673 t
	(今後実施する予定の取組) 発生汚泥の脱水を検討する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず			
t	t	t	t
109 t	t	t	t

②計画

木くず			
t	t	t	t
109 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)特に実施計画なし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	全処理委託量	1 t	1673 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1 t	1673 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 委託先処理業者には定期的に現地視察を実施する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず			
109 t	t	t	t
t	t	t	t
109 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
②計画		全処理委託量	1 t	1673 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	1 t	1673 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託先処理業者には定期的に現地視察を実施する。</p>				
※事務処理欄				

②計画

木くず			
109 t	t	t	t
t	t	t	t
109 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

○廃棄物処理に関する管理内容

	総括責任	役職: 代表取締役
役割	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 ・委員長一社長 ・委員一土木及び舗装部長 ・事務局一総務部長
	廃棄物処理総括責任者(土木・舗装部長)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の選定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承諾 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○廃棄物処理計画書の作成 ○廃棄物処理管理状況の把握と改善策の検討
	廃棄物処理担当(現場担当者)	<ul style="list-style-type: none"> ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告・書類提出 ○社員、関連会社に関する教育、啓発活動 ○その他に関する事項

○廃棄物処理に関する管理体制

